

近世前期の武蔵国廣瀬村における耕地の所有

山崎 達夫

- I. はじめに
- II. 耕地の分布
- III. 所有耕地の展開
 - (1) 農民の階層構成
 - (2) 農民別所有耕地の分布
 - (3) 居住地区と所有耕地の関係
 - (4) 所有耕地の展開の特徴
- IV. 耕地所有の諸形態
 - (1) 耕地所有からみた経営類型
 - (2) 所有耕地の集団化
- V. おわりに

I. はじめに

近世における耕地と集落の有機的な関連、すなわち、耕地の空間構成についての研究は、歴史地理学において重要なテーマの一つであると認識されてきた。それは、村落を構成する具体的な要素であり、その空間構成が村落内部の社会的・経済的構造を投影していたと考えられるためである。

それゆえ、耕地に焦点をあて、そこから農村構造や検地の歴史的意義などについて解明しようとした研究は、歴史学・経済史学などの分野¹⁾で活発に行われてきた。それらの研究の多くは耕地を直接の対象としたものではなく、所有高の多寡や所有関係の性格などに分析の主体がおかれたものであった²⁾。

歴史地理学では、生産活動が実質的に展開された村落内の耕地に注目し、分布およびその所有・利用などについて詳細に分析されたものがある。浮田³⁾は、江戸時代の耕地がどのように利

用されていたかを、綿作との関係から明らかにした。また、近世から現在にいたる耕地の分散を所有耕地および地主・小作関係からも明らかにした⁴⁾。赤阪⁵⁾は、耕地分布を自然条件と居住地区の相違から説明した。羽山⁶⁾は、耕地の分散度を用いて定性的な分析をし、耕地分布の特徴を明らかにした。足利⁷⁾は、地籍図を利用して文禄・延宝・寛政・明治期までの耕地変遷を明らかにしようとした。また、筆者も⁸⁾、地籍図と土地台帳を利用して、自然条件、屋敷配置、所有耕地の分布の相互関係を考察した。

耕地の空間構成を把握するためには、当時の耕地図および土地台帳(検地帳・名寄帳)が基本的な資料として不可欠である。しかし、当時の耕地図が現存する例はきわめて少なく、この種の研究を困難にしてきた。幸いにもここで取り上げる村落には、一筆ごとに地番⁹⁾が記されている慶長4(1599)年の検地帳¹⁰⁾および、それに対応する同時期作製の「深谷領廣瀬之郷亀絵図」¹¹⁾が現存する。両史料に依拠することで、農民の所有する耕地がいかに分布し、どのように展開していたのかを一筆耕地についてまで微視的に分析することが可能である。

そこで本研究では、武蔵国大里郡廣瀬村(現・埼玉県熊谷市)をその対象とし、近世前期における耕地の分布と所有について、あらゆる視点から分析・図化し、農民個々の耕地所有を究明することを目的とする。

旧廣瀬村は荒川の左岸にあたり、荒川新扇状地の扇頂部に位置する旧村である。旧村域は西が高く、東に低い特徴をもち、東西約20町(2.1km)、南北18町(1.9km)で現在の字廣瀬とほぼ

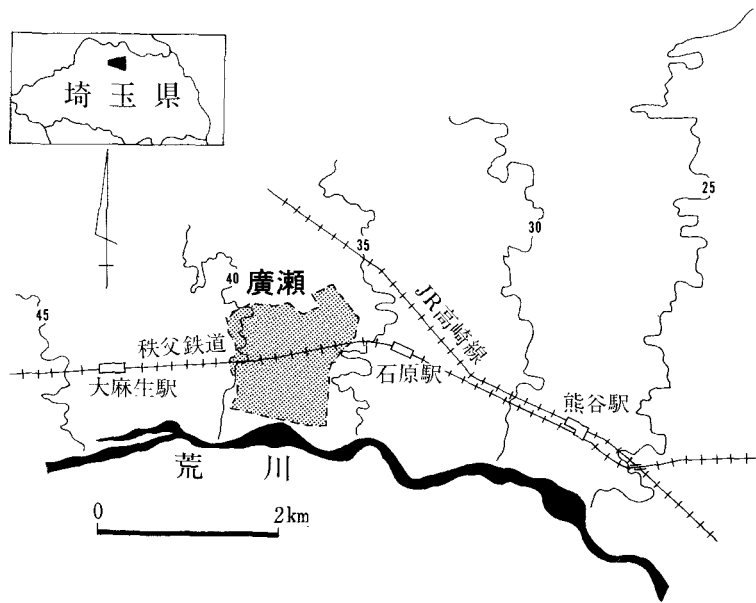


図1 対象地域図

同範囲であり、旧大麻生・石原・小嶋の3ヶ村と隣接していた。また、徳川氏が関東へ入府するまでは深谷城主上杉氏の領地であった¹²⁾。その影響で、隣村が大里郡であるにもかかわらず、近世前期までは深谷領となっていた。また、旧廣瀬村は近世前期に廣瀬郷¹³⁾とも称されていたようである。

II. 耕地の分布

慶長4(1599)年における廣瀬村の耕地面積¹⁴⁾は、約62町歩である(表1)。そのうち水田は37町7反で全体の61%、畑地は24町3反で39%であり、水田面積が若干多い。水田を等級別にみても大きな差はなく、ほぼ均等である。一方、畑地は下畑の面積が比較的多いが、これは荒川の河原荒地を近世前期に開墾して畑地としたためである。約62町歩の面積がほぼ変化せず明治期にいたった廣瀬村は、近世を通じて水田中心の村落であったといえる¹⁵⁾。

次に慶長4年の水田・畑地の分布(図2)をみると、上田は村域の中央から北部に存在し、東西に帯状に連なっている。とくに北部の屋敷地周辺に多く分布し、上田を囲むようにし

表1 慶長4年における地目別面積と石高

	面積				石高				
	町	反	畝	歩	石	斗	升	合	タ
上田	10	3	2	27	123	9	4	8	
中田	13	8	6	12	138	6	4		
下田	13	5	3	2	108	2	9	4	
田計	37	7	2	11	370	8	8	2	
上畑	3	3	9	2	20	7	2	7	1
中畑	6	1	9	23	34	7	8	7	5
下畑	13	4	3	20	68	7		1	4
屋敷	1	3	1	14	8		3	5	2
畑計	24	3	3	29	132	2	5	1	2
総計	62		3	10	503	1	3	3	2

高橋家所蔵：慶長4年「廣瀬之郷小縄帳」から作成

て中田・下田が存在する。このほか北東部にも中田・下田が多い。これら水田は、荒川に対してほぼ並行に存在したという特色をもつとともに、中央部および北部に偏在した。

一方、畑地は中央部から南部に多く分布する。全体の6%に過ぎない上畑は、北部の屋敷地に点在するほか、南東部の屋敷地周辺に卓越する。下畑は中央部から南部に多く、下田との混在で

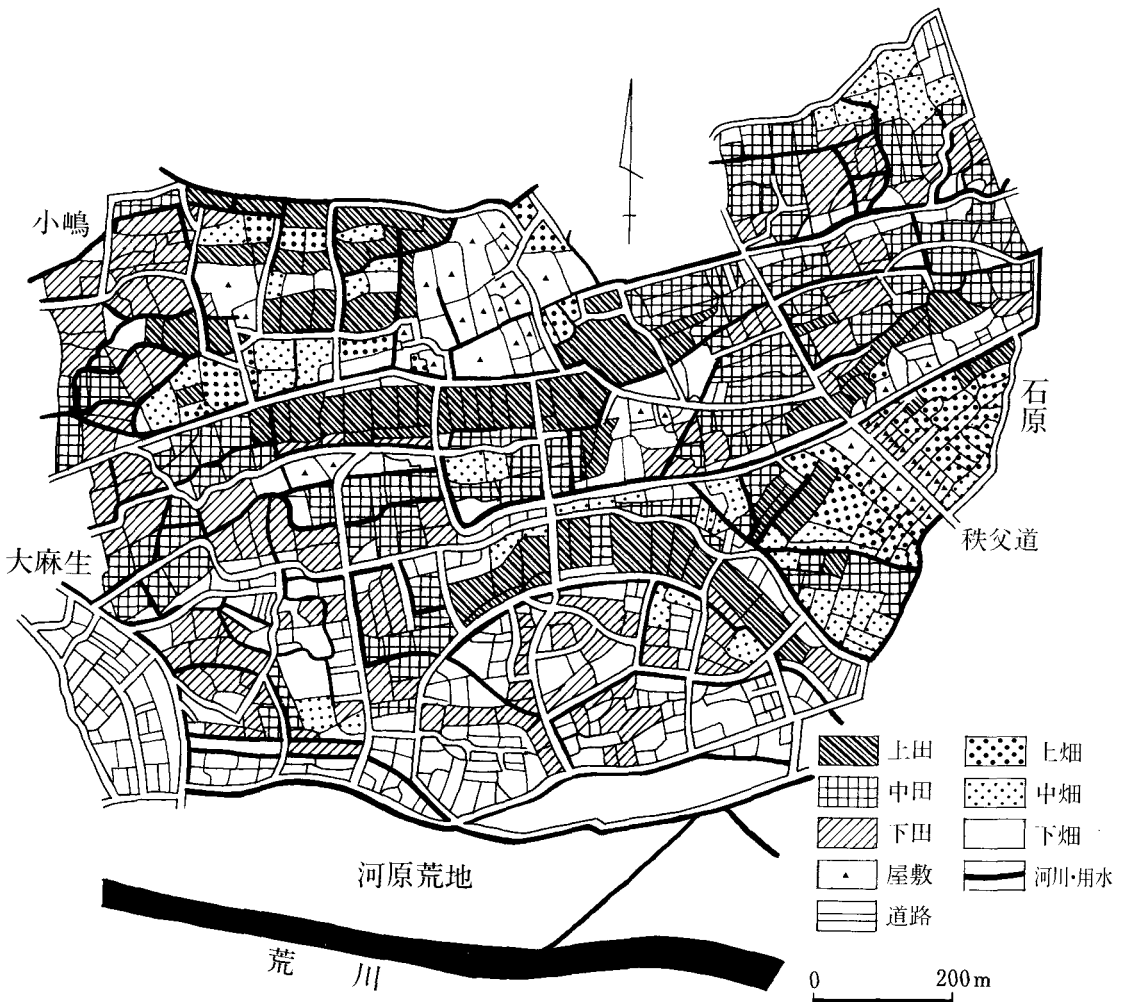


図2 廣瀬村における耕地の分布（慶長4年）

高橋家所蔵：慶長4年「廣瀬之郷小縄帳」および「深谷領廣瀬之郷繪図」から作成

ある。また、荒川沿いの荒地と帯状の上田との間にも散在する。総体的に、耕地は荒川の河原から、畑地・水田・畑地・水田・畑地・水田の配列を示している¹⁶⁾。さらに、その形状はいずれも帯状で、荒川に並行である。また、自然条件に大きく影響された耕地は、等級別に数ヶ所の集団を形成していた。

耕地分布の特徴は、荒川に並行に水田と畑地が配列していたことと、その形状が帯状すなわち東西に細長く延びていたことである。なかで

も、上田は村内中央と北部に帯状に存在しており、中田も上田に沿うように帯状に展開する。これらは、荒川の旧河道上に形成されたものと思われる。一方、上畑は両屋敷地の周辺に展開し、とくに東部の屋敷地周辺で顕著であった。

III. 所有耕地の展開

(1) 農民の階層構成

慶長4年における農民階層¹⁷⁾をみると(表2)、廣瀬村全体で126名の名請人が登録されてい

表2 慶長4年における階層別耕地所有

階層区分	人数	上田	中田	下田	上畑	中畑	下畑	屋敷所有	自村率
2町以上	8 6.3	384.13 36.3	516.02 38.8	369.18 26.1	120.08 35.7	261.15 43.0	515.28 39.0	7/8人	8/8人
1～2町 未滿	8 6.3	204.25 19.4	350.26 26.4	299.14 21.1	44.08 13.1	86.00 14.1	279.05 21.1	5/8人	8/8人
5反～ 1町未滿	13 10.3	257.20 25.0	140.10 10.1	302.20 22.4	44.26 13.3	58.21 9.5	97.22 7.3	7/13人	12/13人
1～5反 未滿	59 46.8	181.14 16.6	299.11 23.0	413.15 28.0	100.15 30.2	172.06 28.4	368.13 28.0	20/59人	51/59人
1反未滿	38 30.3	29.07 2.7	23.14 1.7	34.26 2.4	25.24 7.7	31.04 5.0	61.03 4.6	4/38人	28/38人

注1) 上段：実数（人数は人，面積は畝歩），下段：比率（%）

2) 自村率は入作分を除いたものを示す

高橋家所蔵：慶長4年「廣瀬之郷小縄帳」から作成

た。そのうち自村農民107名（85%），他村農民19名（15%）で，入作は特筆すべき数でも面積でもなかった。また，自村農民107名のうち43名（40%）の農民が屋敷を所有した。このうち5名は，自己居屋敷のほかに門屋敷¹⁸⁾を所有しており，隸農を抱えた分付主としても存在していたことを物語っている。

それらを階層区分してその耕地所有高をみると，2町以上は8名で水田・畑地面積ともに多く，地目別にはほぼ均等な所有比率を示す。ただし，各等級においても概ね30%程度の所有率である。1町～2町未滿の所有は8名で，水田の所有が若干多く，概ね20%程度の所有率である。2町以上層とともに，村内北部・西部にみられる上田・中田の60%は，これら上位2階層によって占有される。5反～1町未滿は13名で，上層同様に水田の所有が若干多いが，等級間にばらつきがみられる。1反～5反未滿は59名で全階層中最も多く，水田より畑地面積が上回る。等級の低い下畑が所有の中心であり，当然所有耕地も南西部の下畑卓越域に多い。1反未滿は38名であるが，屋敷所有率がきわめて低く，入作農の大部分が含まれる。相対的所有高が少ないので，占拠的等級はみられない。

以上，廣瀬村では絶対的な存在ではないものの，水田の所有が階層構成を規定しているといえ，上層農民による耕地の集中所有傾向が認め

られる。とくに高位生産耕地である上田では顕著で，上層農が北部・東部の屋敷地周辺を中心として広範に所有していたことは明らかである。村内の大半を占める5反未滿層は，水田所有を中心に置きつつも，畑地所有に依存せざるを得ない状況を読みとることができる。また，屋敷所有は1町以上層できわめて高い比率（75%）を示し，1反～1町未滿では半数以下（38%），1反未滿層は低く（15%），上層ほど所有率が高い一般的な傾向を示している。

(2) 農民別所有耕地の分布

各農民が実質的にいかなる耕地所有を展開していたかを明らかにするために，農民階層を手がかりに，数名を事例にあげる。この場合の実質的耕地所有とは，生産力を具現化する耕地の等級とともに，耕地内容が重要である。検地帳にみられる耕地は，自作地¹⁹⁾，分付地²⁰⁾の2種類であるが，自作地を所有する農民自身が分付百姓として表記された耕地を被分付地²¹⁾として扱った。すなわち，実際の耕作耕地は，自作地と被分付地によって表現することができる。また，所有された耕地が集団化²²⁾の傾向を示すのか，分散化の傾向を示すのかについても，屋敷地からの遠近と関連づけて考察した（表3）。

2町以上層で屋敷を所有しているものは7名である。この層の所有耕地は，所有規模に比例

表3 農民別耕地所有と集団化状況

農民番号	名請人名	総計		自作地		分付地		一筆平均	集団化筆数	1集団の面積	1集団の筆数	居住地区
		面積	筆数	面積	筆数	面積	筆数					
1	市助	34.4	31	7.4	4	27.0	27	1.1	10	3.4	3.1	B
2	雅楽助	28.9	32	26.9	29	2.0	3	0.9	14	2.1	2.3	A
3	將監	27.9	26	18.8	14	9.1	12	1.1	10	2.8	2.6	B
4	正左衛門	25.0	21	22.3	18	2.7	3	1.0	9	2.8	2.3	A
5	彦左衛門	22.3	23	10.0	10	12.3	13	1.0	12	1.7	1.8	A
6	藤次	20.8	30	6.1	11	14.7	19	0.7	15	1.4	2.0	A
7	内蔵助	20.4	20	6.0	7	14.4	13	1.0	11	1.9	1.8	B
	平均値	25.7	26.1	13.9	13.3	11.7	12.9	1.0	11.6	2.3	2.3	
8	角右衛門	19.5	20	8.6	8	10.9	24	1.0	13	1.5	1.5	A
9	甚助	17.8	19	8.5	11	9.3	8	0.9	7	2.5	2.7	B
10	弥三郎	15.9	13	9.3	8	6.6	5	1.2	7	1.8	1.4	A
11	喜左衛門	12.0	18	10.5	15	1.5	3	0.5	3	4.0	6.0	B
12	富沢	10.4	15	10.4	15	—	—	0.7	11	1.0	1.4	B
	平均値	15.1	17	9.5	11.4	5.7	8	0.9	8.2	2.2	2.5	
13	太郎兵衛	9.0	11	9.0	11	—	—	0.8	1	9.0	11.0	A
14	惣右衛門	7.7	9	3.1	6	4.6	3	0.9	4	1.5	1.8	B
15	弥八郎	6.6	9	6.6	9	—	—	0.7	6	0.8	1.1	A
16	弥兵衛	6.5	11	6.0	10	0.5	1	0.6	5	1.1	1.8	B
17	助右衛門	5.9	10	5.9	10	—	—	0.6	5	1.2	2.0	B
18	惣内	5.6	7	2.4	2	3.2	5	0.8	6	0.9	1.2	B
19	勘解由	5.1	6	5.1	6	—	—	0.9	6	1.0	1.2	B
	平均値	6.6	9	5.4	7.7	1.2	1.3	0.8	4.7	2.2	2.9	
20	重郎左衛門	4.7	5	4.7	5	—	—	0.9	5	0.9	1.0	A
21	次郎右衛門	4.6	5	4.6	5	—	—	0.9	5	1.2	1.3	A
22	円福寺	4.4	4	3.4	3	1.0	1	1.1	2	4.4	4.0	A
23	又八	4.1	4	—	—	4.1	4	1.0	4	1.0	1.0	A
24	作右衛門	3.6	6	1.6	2	2.0	4	0.6	4	0.9	1.5	B
25	与三右衛門	3.4	5	3.4	5	—	—	0.7	3	1.1	1.7	B
26	新次郎	3.2	4	2.3	3	0.9	1	0.8	4	1.1	1.3	B
27	又五郎	3.1	5	3.1	5	—	—	0.6	4	1.0	1.7	B
28	京蔵	3.1	4	3.1	4	—	—	0.8	5	0.8	1.0	B
29	惣左衛門	2.7	5	2.7	5	—	—	0.5	4	0.7	1.3	B
30	主斗	2.6	3	2.6	3	—	—	0.9	4	0.9	1.0	B
31	善三郎	2.5	6	2.5	6	—	—	0.4	4	0.5	1.2	B
32	権兵衛	2.2	3	2.2	3	—	—	0.7	4	0.7	1.0	A
33	金井	2.0	6	2.0	6	—	—	0.3	4	0.5	1.5	B
34	源右衛門	1.9	2	1.9	2	—	—	1.0	3	1.0	1.0	A
35	九右衛門	1.9	2	1.9	2	—	—	1.0	3	1.0	1.0	A
36	隼人	1.6	5	1.0	3	0.6	2	0.3	5	0.4	1.3	B
37	条七	1.6	5	0.2	1	1.4	4	0.4	1	1.6	4.0	B
38	小次郎	1.5	3	1.5	3	—	—	0.5	4	0.5	1.0	A
39	次右衛門	1.5	2	1.5	2	—	—	0.8	2	0.8	1.0	B
	平均値	2.8	4.2	2.3	3.4	0.5	0.8	0.7	3.7	1.1	1.5	
40	助兵衛	0.7	2	0.4	1	0.3	1	0.4	3	0.4	1.0	A
41	点宰	0.6	2	0.6	2	—	—	0.3	3	0.3	1.0	B
42	久兵衛	0.6	2	0.6	2	—	—	0.3	3	0.3	1.0	B
43	新左衛門	0.1	1	0.1	1	—	—	0.1	2	0.1	1.0	A
	平均値	0.5	1.8	0.4	1.5	0.1	0.3	0.3	2.8	0.3	1.0	

注1) 面積単位：反，筆数：筆

2) 太字の農民は，図3 a～dで事例としたものを示す

3) 居住地区は，図4に対応

4) 集団化筆数は，集団化を考慮した場合の筆数を示す
高橋家所蔵：慶長4年「廣瀬之郷小繩帳」から作成

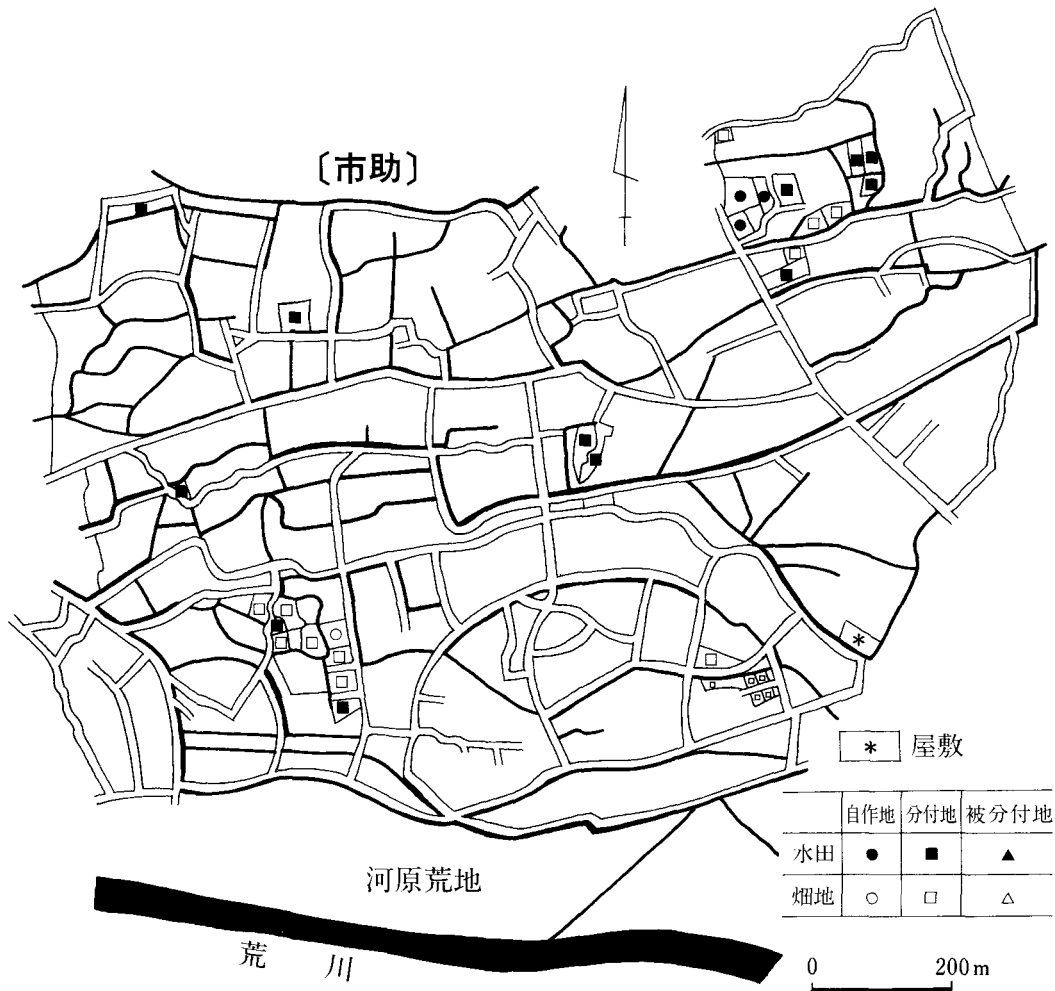


図3 a 農民別所有耕地の分布 (市助)

高橋家所蔵：慶長4年「廣瀬之郷小縄帳」および「深谷領廣瀬之郷絵図」から作成

して、村内全域にわたって分布しているが、全体的に集団化の傾向が認められる。その集団化耕地の平均筆数は2.3筆であり、平均面積は2.3反程度である。

市助(1)は東部に屋敷があり、34.4反を所有する村内最大の農民である(図3 a)。その所有耕地は分付地が27筆、27反と圧倒的に多く、自作地は屋敷周辺と散在的にみられる4筆、7.4反のみである。大半を占める分付地は、屋敷から遠距離の西部に広がるが、等級は下畑を中心に構成されていて、強い集団化傾向を示す。これに対して自作地は遠距離であるにもかかわらず、

水田が中心となる。また、被分付地は全く存在しない。市助の所有耕地は、水田による小規模な自作地と畑地による大規模な分付地によって構成されていた。圧倒的な分付地を基盤とする地主的経営であったといえる。所有規模の差異はあるが、将監(3)・内蔵助(7)・角右衛門(8)などにも同様な傾向がみられる。

正左衛門(4)は北部に屋敷があり、25反を所有する組頭を勤めた農民である(図3 b)。その所有耕地は自作地が18筆、22.3反と多く、分付地は、わずか3筆、2.7反である。自作地は、屋敷地²³⁾に隣接した畑地を主体に8筆、9.8反からな



図3b 農民別所有耕地の分布（正左衛門）

高橋家所蔵：慶長4年「廣瀬之郷小縄帳」および「深谷領廣瀬之郷龜絵図」から作成

る集団耕地と、中央部から東部にかけて水田2筆程度の小集団を形成する。正左衛門の場合、被分付地を耕作耕地とみなすことによって、屋敷に隣接して20筆、面積23.8反からなる最大の耕地集団を形成する点に特徴がある。しかも、その等級は上田・下田が中心で、畑地を挟んで水田の集団化をなし得ている。同様に中・東部の水田で構成される自作地においても、3筆の水田からなる被分付地を加味することによって、6筆、4.4反の耕地集団を形成している。正左衛門にとって被分付地は、耕地の集団化を積極的に助長する機能的関連を有していた。この場合

の分付関係は、一般に散り懸りの分付関係といわれるもので、隷属的な側面がきわめて弱く、耕地集団化を補完する傾向であったと言わざるを得ない²⁴⁾。正左衛門の耕地所有は、自作地と水田主体の被分付地によって大規模な耕作耕地を構成していた。同様な傾向は、規模的差異はあるが、雅楽助(2)・彦左衛門(5)などにもみられる。

1町～2町未満層で屋敷を所有しているものは5名である。その所有耕地は、2町以上層の所有耕地に沿うようにほぼ全域にわたって分布するが、極端な集団化傾向は認められない。ただし、南部の下田・下畑地帯に所有耕地が卓越

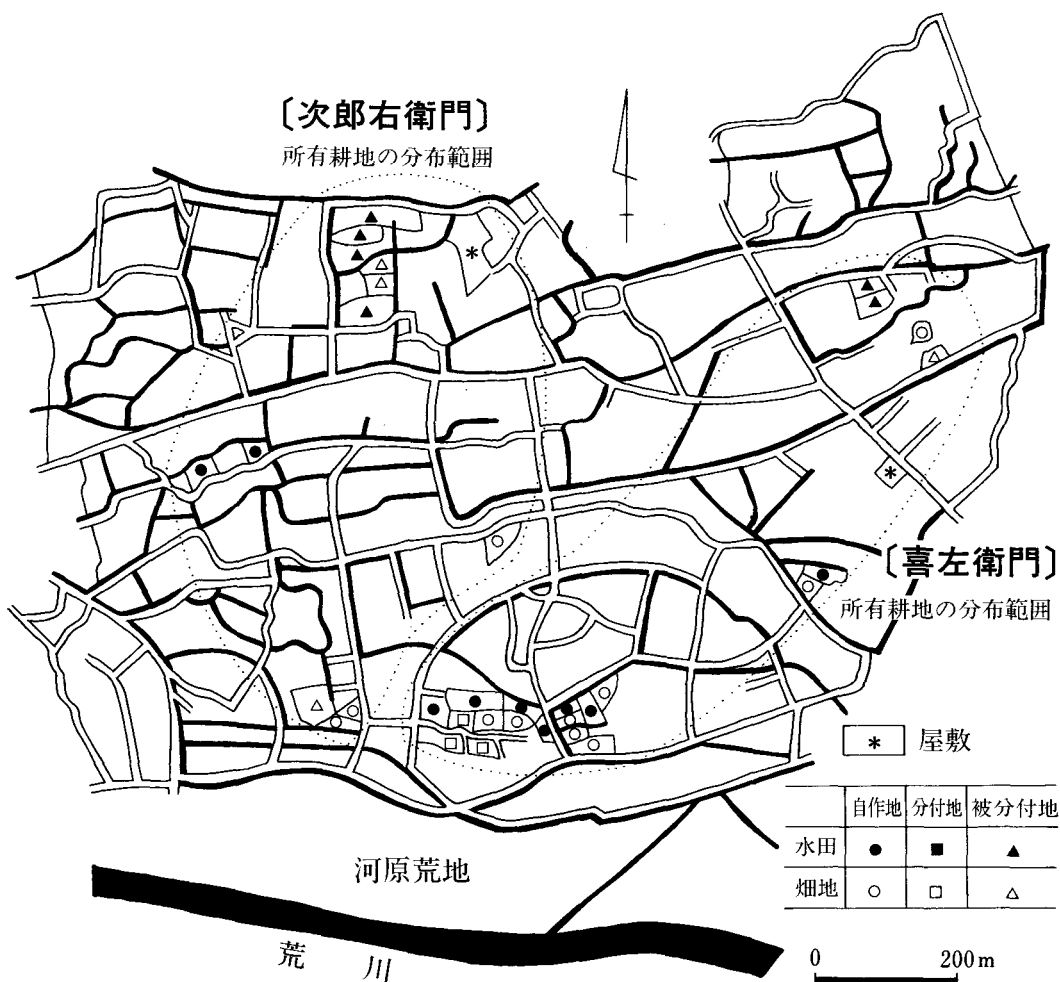


図3c 農民別所有耕地の分布（次郎右衛門，喜左衛門）
高橋家所蔵：慶長4年「廣瀬之郷小縄帳」および「深谷領廣瀬之郷絵図」から作成

している。また、屋敷地から隣接して耕地が集団を形成していることはないが、分散した耕地が数ヶ所で小集団を形成している。そのことは、1集団当たりの筆数2.5筆、1集団当たりの面積2.2反であり、2町以上層と大きく変わらないことから明らかである。

喜左衛門(11)は東部に屋敷があり、12反の耕地を所有する組頭を勤めた農民である(図3c)。その所有耕地は自作地が15筆と圧倒的であり、南部にみられる耕地集団は、水田・畑地混在ながら12筆、8.6反の大規模集団である。また、水田2筆、畑地1筆の被分付地は自作地に隣接し

ておらず、集団化を助長していない。自作地主体という点では正左衛門(4)と相違ないが、等級が下田・下畑を中心としている点、被分付地の機能的関連が希薄な点から、性格的な差異を指摘できる。

5反～1町未満層で屋敷を所有しているものは7名である。その所有耕地は、村域の南西部に偏在する傾向がある。そのことは、1集団当たりの筆数2.9筆であり、1集団当たりの面積が2.2反であることから明らかである。また、この数値は他のどの層よりも高い。

太郎兵衛(13)は北部に屋敷があり、9反の耕地

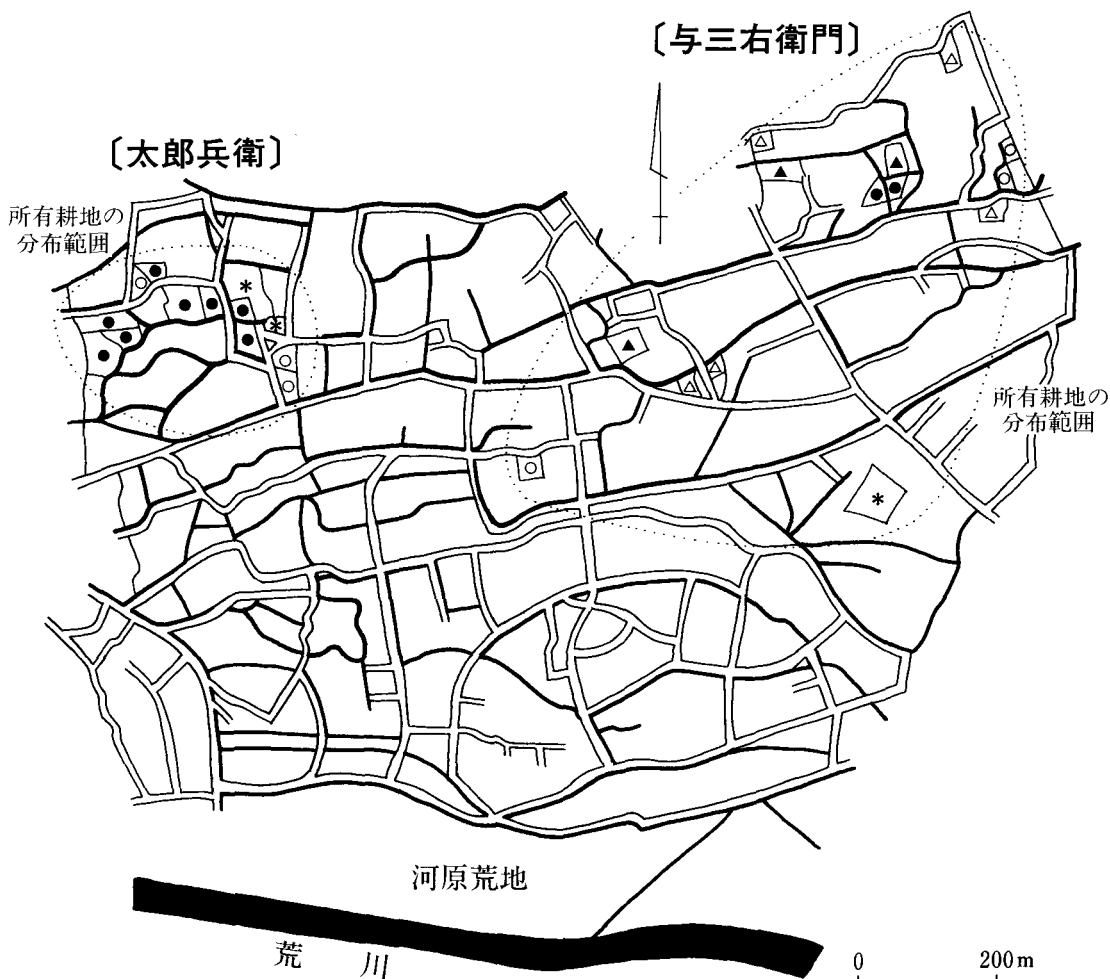


図3 d 農民別所有耕地の分布 (太郎兵衛, 与三右衛門)
 高橋家所蔵：慶長4年「廣瀬之郷小縄帳」および「深谷領廣瀬之郷龜絵図」から作成

を所有する組頭を勤めた農民である。すべて自作地で構成される所有耕地は11筆であり、屋敷地に隣接して1集団を形成し、その耕地等級は下田を中心とした水田が多い。太郎兵衛は正左衛門(4)の弟であり、組頭であることから、村内有力農民であったと考えられる。正左衛門との分家による耕地分割は²⁵⁾、22筆の耕地集団を分断する結果となった。太郎兵衛の場合、極端な集団化耕地としてあらわれたが、正左衛門の場合は、所有耕地面積は多いものの、その連続性を断たれることとなった。そこで、被分付地を獲得することによって耕地の連続性を補完してい

たとも考えられる。

5反未満層で屋敷を所有するものは24名である。その所有耕地は村域に散在しているが、数個の小集団を形成しているものもみられる。また、自作地と被分付地のみで、分付地を所有しない農民が圧倒的である。1集団当たりの筆数は1.3筆、1集団当たりの面積は0.7反である。

次郎右衛門(2)は北部に屋敷があり、4.6反の耕地を所有する名主を勤めた農民である(図3c)。その所有耕地は自作地が散在的な5筆であり、分付地を有さない。しかし、被分付地は水田・畑地混在ながら6筆、10.8反の大規模集団

を構成する。また、6筆の被分付地のうち5筆は、五左衛門からの一括分付である点が注目される。規模的相違はあるものの、正左衛門(4)と同様に、被分付地の機能的関連が認められる。

与三右衛門(25)は東部に屋敷があり、3.4反の耕地を所有する。その所有耕地は自作地が5筆であり、分付地を有さない。また、被分付地は自作地と連続して2～3筆程度の小集団を3ヶ所形成するものの、かえって、分散的である。

以上、農民階層を手がかりに所有耕地を自作地・分付地・被分付地に区分して、それぞれ屋敷からの距離と耕地等級および集団化の状況の中でみてきた。2町以上層では、所有耕地が集団化傾向にあったといえる。確かに村内全域に所有耕地が散在しているが、それらが複雑に関連している。とくに、被分付地は正左衛門(4)・彦左衛門(5)にみられるように、分散を進展させるよりはむしろ、集団化を助長していたといえる。また、屋敷地の位置が重要であり、耕作耕地までの距離としてあらわれ、その点で、東部の屋敷地よりも北部の屋敷地が優位性をもっていた。

1町～2町未満・5反～1町未満層は、耕地分散の傾向が類似している。自作地は、屋敷地周辺に小集団を形成するにとどまるが、分付地

は遠距離で集団化している。また、被分付地は2町以上層のように集団化を強固に助長しておらず、下層ほど分散化が顕著になる傾向がある。ただし、太郎兵衛(13)は正左衛門(4)の弟で組頭を勤めた農民であったため、村内地位は高く例外である。この層においても屋敷地の位置による耕地所有の優位性は変わらない。

5反未満層は散在的な自作地が中心であり、被分付地によって分散化が進展する。ただし、被分付地がその分散した耕地に隣接する例もみられ、小集団の形成を助長する場合もある。次郎右衛門(21)のような特殊な例を除いては、下層のため屋敷地の位置による優位性は認められない。

また、2町以上層の場合、所有耕地が多いため極端な集団化が困難で、その集団が数ヶ所に散在することになる。しかし、太郎兵衛(13)を代表とする1町前後の層になると、所有耕地数も10筆程度であるため集団化が可能となる。このように農民個々の耕地所有の差異は、居住地区と大きく関係している。

(3) 居住地区と所有耕地の関係

北部の居住地区A(図4)に屋敷を所有するのは、正左衛門(4)・太郎兵衛(13)・次郎右衛門(21)

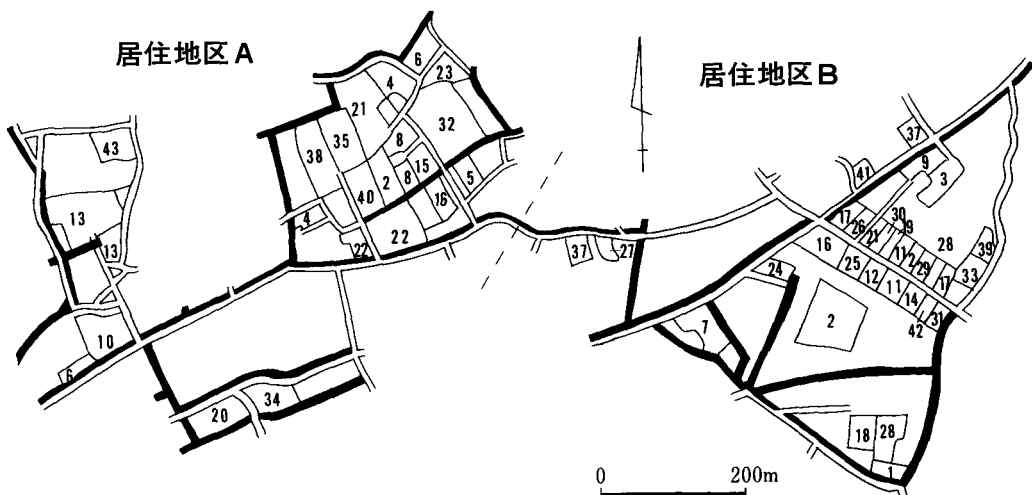


図4 廣瀬村における屋敷所有者と居住地区(慶長4年)

高橋家所蔵：慶長4年「廣瀬の郷小繩帳」および「深谷領廣瀬の郷絵図」から作成

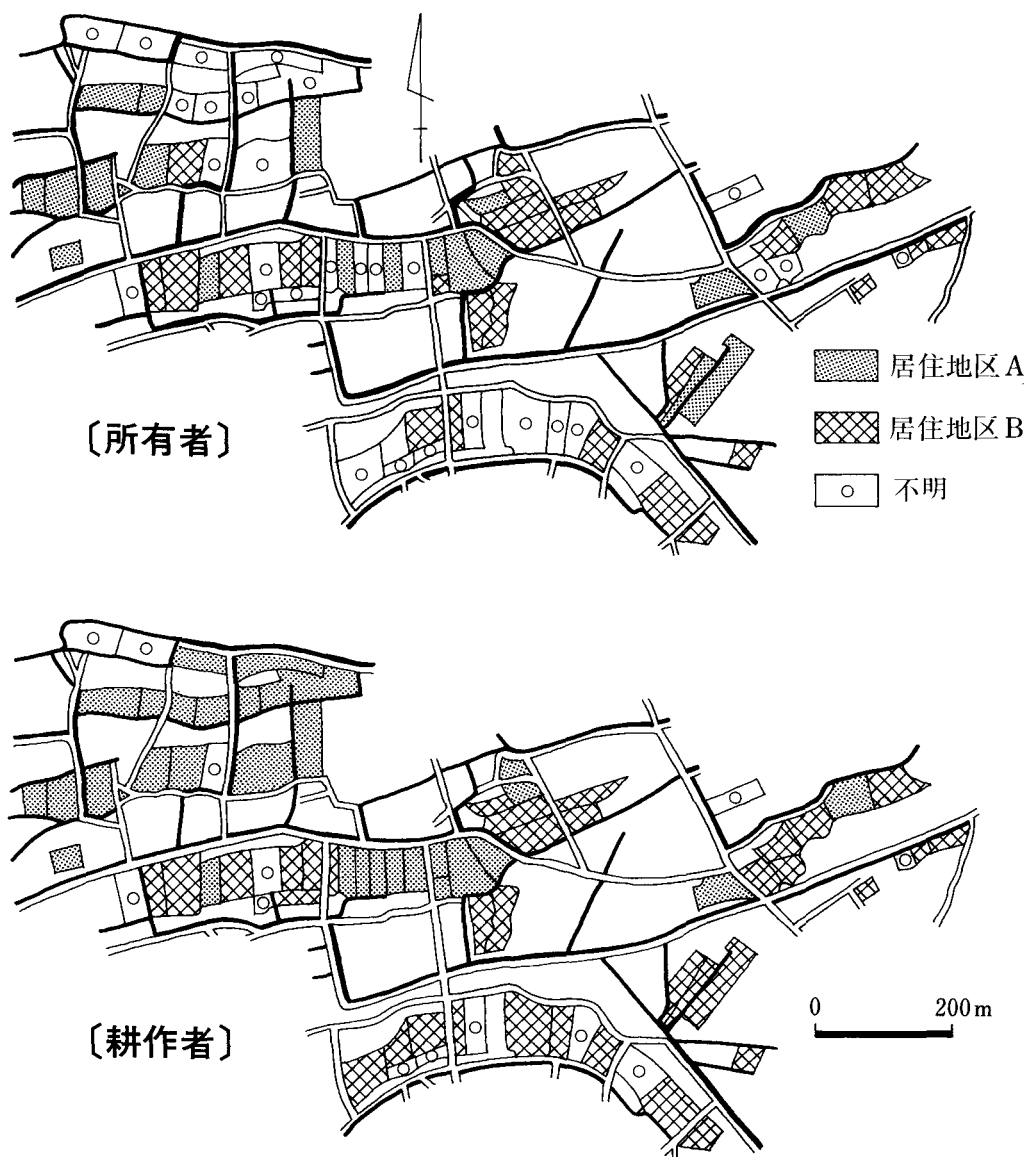


図5 廣瀬村における居住地区別上田所有者と耕作者
 高橋家所蔵：慶長4年「廣瀬之郷小綱帳」および「深谷領廣瀬之郷畵絵図」から作成

の3名である。3名ともに屋敷近くに耕地が分布する共通性を持ち、比較的集団化傾向にあり、その等級も高い。いわゆる「近くの上田、遠くの下田」²⁶⁾の例が多くみられる。また、居住地区Aは、古くからの自然発生的集落であると考えられ、村内の名主層²⁷⁾(上層農)が多く居住していた(正左衛門・太郎兵衛)。正左衛門・太郎兵衛は、もと深谷城主上杉氏の子孫であり、永禄

から天正にかけての北条氏との戦いに敗れ、廣瀬村に帰農したものである。また、村内に带状に連なる上田帯に近いため、屋敷近くに生産性の高い耕地を集中し得ることの可能な居住地区であった。

一方、居住地区Bは東部に位置し、秩父道沿いの列状集落を形成する地区である。この地区に屋敷を所有するものは、市助(1)・喜左衛門(1)・

与三右衛門(25)の3名である。3名ともに所有耕地が屋敷から遠くに分布する共通性をもつ。集団化・分散化の関係からみれば、総じて階層に比例して集団化傾向を増すものの、等級は比較的低く、集団化した耕地も遠距離に存在する。

居住地区Bは、居住地区Aに対して成立の新しい地区であったと考えられる。この地区に屋敷をもつ内蔵助(7)は、成田下総守浪人²⁸⁾で天正年中に廣瀬村に帰農したものであり、喜左衛門はその子である。同様に勘解由(19)も、成田下総守浪人で天正年中当村に帰農したものである。また、その形態が秩父道に面した位置に整然と並んでいることから容易に想像し得る。村内階層に大きな差異はないが、耕地の所有においては耕地までの距離が遠く、分散化傾向である。

廣瀬村が深谷領であったことを考慮すれば、居住地区Aが古く、耕地所有においても上田地帯に近い優位性を有していたと思われる。しかしながら、居住地区別の上田所有をみると(図5)、距離的な優位性はみられるが、所有における優位性はみられず、上田所有は、極端な集中形態としてあらわれない。ただし、耕作耕地となると、距離的な優位性が認められる。それに対して、居住地区Bは他地域からの浪人土着者を中心に構成されており、相対的に新しく成立した集落であると考えられる。耕作耕地の獲得はみられるが、屋敷からの距離において相対的に不利であったといえよう。したがって、居住地区の場所的差異は耕地所有に大きな影響を与える一要因であった。

(4) 所有耕地の展開の特徴

廣瀬村における耕地分布の特徴は、荒川に並行に水田と畑地が配列されていたことと、その形状が帯状である点にある。この配列と形状が、基本的に所有形態を決定する一要因であったと考えられる。なかでも、上田分布は村内中央と北部に帯状に存在する形状の特徴をもっていた。村内の階層構成は1町以上の上層16名に対し、5反未満の下層が97名と圧倒的に多い。とくに、上田所有率は上層農のみで60%を占めた。

さらに、農民階層を手がかりに耕地所有をみると、1町以上層で水田を中心とした集団化が顕著にみられ、近距離でかつ大規模、遠距離であっても大規模である。それぞれ近距離では、自作地が、遠距離では分付地が中心となる場合が多い。中層ともいべき5反～1町未満層では、屋敷地周辺に小規模ながら集団化していた。遠距離では集団化は認め難く、きわめて小規模な例が若干見られる程度である。5反未満層では分散傾向が強く、およそ集団化はみられない。

所有耕地の展開は、農民階層とともに、居住地区の差異が耕地の所有に大きく投影されていたといえる。成立が古いと考えられる居住地区Aは、居住地区Bに対して水田帯に近接していた場所的優位性を有しており、居住地区の差異が耕地所有、とくに屋敷からの距離を決定していた。すなわち、居住地区Aの農民は村内階層にかかわらず、生産性の高位な耕地を屋敷の近くに集団化し得る条件下にあったのに対して、居住地区Bでは集団化耕地を確認できるものの、屋敷地からの距離は総じて遠かった。

被分付地は、一部農民において特殊な意味を有していたと考えられる。隷属性を内包した耕地としての性格は弱く、積極的な被分付地の獲得によって集団化した、実質的な耕作耕地を生み出すことを助長する役割をもっていた。正左衛門(4)・彦左衛門(5)はその代表的な例であり、とくに、正左衛門が水田を中心とした被分付地と自作地によって、村内最大の20筆、23.8反からなる集団化耕地を形成していたことから明らかである。また、被分付地は水田を中心としている点から、農民の生産性向上への志向性をあらわしていたといえよう。

IV. 耕地所有の諸形態

(1) 耕地所有からみた経営類型

廣瀬村における所有耕地の分布は、村内での農民階層よりはむしろ、居住地区の場所的差異によって制約されていた。とくに、それは屋敷からの遠近によって具現化されていた。そこで問題となるのが所有耕地(経営耕地)の内容で

表4 耕地所有からみた経営類型

類型	農民番号	所有規模				居住地区	分付地	被分付地
		A	B	C	D			
自立経営型	13			○		A	×	×
	22				○	A	○	×
	39				○	B	×	×
拡充的経営型	2	○				A	○	◎
	4	○				A	○	◎
	5	○				A	○	○
	10		○			A	○	○
	21				○	A	×	○
	11		○			B	○	○
12		○			B	×	◎	
地主的経営型	6	○				A	◎	×
	8		○			A	◎	×
	23				○	A	○	×
	1	○				B	◎	×
	3	○				B	◎	○
	7	○				B	◎	○
	9		○			B	○	×
18			○		B	○	×	
小作的経営型	15			○		A	×	○
	20				○	A	×	○
	32				○	A	×	○
	34				○	A	×	○
	35				○	A	×	○
	38				○	A	×	○
	40				○	A	○	○
	43				○	A	×	◎
	14		○			B	○	○
	16		○			B	○	○
	17		○			B	×	○
	19		○			B	×	○
	24				○	B	○	○
	25				○	B	×	○
	26				○	B	○	○
	27				○	B	×	○
	28				○	B	×	○
	29				○	B	×	○
	30				○	B	×	○
	31				○	B	×	○
	33				○	B	×	○
	36				○	B	○	○
37				○	B	○	○	
41				○	B	×	○	
42				○	B	×	○	

注1) 所有規模, A: 2町以上, B: 1~2町未満, C: 5反~1町未満, D: 5反未満

2) 分付地・被分付地, ◎: 10筆以上, ○: 10筆未満, ×: なし

高橋家所蔵: 慶長4年「廣瀬之郷小縄帳」から作成

ある。そこで、農民個々の耕地所有が、自作地・分付地・被分付地のいずれを主体にしていたのかによって、以下の4つのタイプに分類した(表4)。

自立経営型は、所有耕地がほぼ自作地のみで構成されるもので、3名(7%)が属する。事例としてあげた太郎兵衛(13)は、9反の耕地所有であり、上層農には含まれないが、正左衛門(4)の弟であること、当時の組頭の一人であったことから、村内有力農民であったと考えられる。その所有耕地は、水田を中心に屋敷を含み1集団を形成しており、きわめて高い労働の生産性を実現している。ただし、居屋敷以外に門屋敷を所有していたことから、地主的側面をも合わせもっていたと考えられる。

拡充的経営型²⁰⁾は、自作地を比較的広範に所有するにもかかわらず、被分付地をもつもので、7名(16%)が属する。事例にあげた正左衛門(4)は組頭を勤めていた農民である。その所有耕地は自作地が18筆と多く、分付地はわずか3筆である。ただし、被分付地16筆を耕作耕地とみなすことによって、屋敷に隣接して20筆、23.8反からなる水田中心の最大耕地集団を形成している。同様に中・東部においても、水田3筆の被分付地を加味することによって、6筆、4.4反の集団化耕地を形成する。自作地と被分付地は独立した存在でなく、相互が機能的な関連をもっていた。それは、自立経営維持のための補完的請作関係ではなく、積極的な規模拡大と生産性の向上を実現するためであったと考えられる。また、次郎右衛門(21)は4.6反の自作地を所有する中層農に属するが、被分付地のみで6筆、10.8反の集団を形成していた。しかし、次郎右衛門は名主を勤めた有力農民であり、隠居分家³⁰⁾の可能性もある。

地主的経営型は、自作地よりも分付地を多く所有するもので、8名(19%)が属する。事例にあげた市助(1)は分付地が27筆、27反と圧倒的に多く、自作地はわずか4筆、7.4反である。分付地は屋敷から遠距離の西部に広がる畑地で集団化傾向を示すが、分付百姓の人数は21名と多

表5 被分付地を加味した耕地集団化の変化状況

類型	農民番号	居住地区	被分付地		分付主人数	集団化耕地の変化				被分付地の影響
			面積(合計)	筆数(合計)		筆数		集団数		
自立 経営型	13	A	—(9.0)	—(12)	—	1	1	1	1	なし
	22	A	—(4.4)	—(4)	—	2	2	2	2	なし
	39	B	—(1.5)	—(2)	—	2	2	—	—	なし
拡充的 経営型	2	A	8.8(37.6)	10(42)	7	14	25	6	11	大集団化
	4	A	19.4(34.4)	19(43)	13	10	14	6	6	大集団化
	5	A	5.0(27.3)	5(28)	5	12	13	8	8	大集団化
	10	A	4.8(20.7)	4(17)	4	7	9	3	4	大集団化
	21	A	10.8(15.4)	8(13)	3	5	6	1	2	大集団化
	11	B	2.1(14.1)	3(26)	3	6	9	2	3	なし
12	B	13.0(23.4)	16(31)	12	11	23	4	7	分散化	
地主的 経営型	6	A	—(20.8)	—(30)	—	15	15	8	8	なし
	8	A	—(19.5)	—(20)	—	13	13	5	5	なし
	23	A	—(4.1)	—(4)	—	4	4	—	—	なし
	1	B	—(34.4)	—(41)	—	13	13	7	7	なし
	3	B	0.2(28.1)	1(27)	1	10	10	3	3	なし
	7	B	1.4(21.8)	1(21)	1	11	12	4	4	なし
	9	B	—(17.8)	—(19)	—	7	7	3	3	なし
	18	B	—(5.6)	—(7)	—	6	6	1	1	なし
	15	A	5.8(12.4)	5(14)	4	6	10	2	3	分散化
20	A	1.1(5.8)	1(6)	1	5	6	—	—	なし	
32	A	2.6(4.8)	3(6)	3	4	5	—	1	小集団化	
34	A	9.9(11.8)	9(11)	7	3	9	—	2	分散化	
35	A	3.4(5.3)	6(8)	5	3	8	—	1	分散化	
38	A	1.3(2.8)	3(6)	2	4	5	—	2	分散化	
40	A	1.6(2.3)	2(4)	2	3	5	—	—	分散化	
43	A	11.1(11.2)	12(13)	11	2	10	—	2	分散化	
小作的 経営型	14	B	5.0(12.7)	6(15)	4	4	9	2	3	分散化
	16	B	2.1(8.6)	3(14)	2	5	7	1	2	分散化
	17	B	4.1(10.0)	4(14)	4	5	9	3	3	分散化
	19	B	6.5(11.6)	5(11)	4	6	11	1	1	分散化
	24	B	3.2(6.8)	4(10)	4	4	9	1	1	分散化
	25	B	5.6(9.0)	8(14)	7	4	10	2	2	分散化
	26	B	1.0(4.2)	1(5)	1	4	5	1	1	なし
	27	B	4.6(7.7)	5(10)	5	4	7	1	2	分散化
	28	B	8.1(11.2)	6(10)	5	5	8	—	2	小集団化
	29	B	5.3(8.0)	7(12)	6	4	9	2	4	小集団化
	30	B	8.4(11.0)	7(10)	6	4	10	—	1	分散化
	31	B	4.4(6.9)	5(11)	4	4	7	1	3	小集団化
	33	B	6.1(8.1)	9(15)	6	4	7	2	3	小集団化
	36	B	3.2(4.8)	6(11)	4	5	7	—	3	小集団化
	37	B	3.0(4.6)	3(7)	1	1	3	1	1	なし
41	B	1.1(1.7)	2(4)	1	3	3	—	1	なし	
42	B	0.7(1.3)	2(4)	2	3	5	—	—	分散化	

注1) 面積：反，筆数：筆

2) 居住地区は，図4に対応

3) 被分付地の(合計)は，自作地・分付地・被分付地のすべてを加算した耕地面積および筆数を示す

4) 集団化耕地の変化は，左欄に被分付地を加味しない耕地数，右欄に被分付地を含めた全耕地数を示す
高橋家所蔵：慶長4年「廣瀬之郷小縄帳」から作成

く、特定の主従関係を見い出せず、分付地の集団化は意味が薄い。また、自作地は分付地と反して水田が中心となっていた。したがって、市助の耕地所有は、水田による小規模な自作地と畑地による大規模な分付地によって構成されていた地主的経営であったといえよう。所有規模の差異はあるが、表5に示す藤次(6)・角右衛門(8)・甚助(9)なども同様な傾向がみられる。

また、将監(3)の自作地は18.8反で分付地9.1反を上回るが、被分付地は1筆、0.2反ときわめて少ない点、分付地が9.1反と多い点から地主的経営型に分類した。

小作的経営型は、自作地と被分付地を所有するが、被分付地の割合が多いもので、最大の25名(58%)が属する。5反未満の小規模所有層に圧倒的に多い。事例としてあげた与三右衛門(25)は自作地5筆、3.4反に対し、被分付地8筆、5.6反であり、被分付地が上回る。自作地の規模および屋敷所有を考慮すれば、この経営形態は、自立経営維持のための請作(小作)であると思われる。京蔵(28)・権兵衛(32)なども同様である。ただし、大部分の被分付地は、分散的で、拡充的経営型のような機能的関連を見いだすことは難しい。この場合の被分付地は、隷属的性格を帯びた存在であったと考えられる。

(2) 所有耕地の集団化

農民の耕地所有を基本的に特徴づけているのは、水田所有であるが、当村の水田は荒川に並行で帯状を呈す形状的制約を被っていた。したがって、水田志向は必然的に所有耕地の分散を進展させたとともに、居住地区の差異が水田所有に大きく投影されていた。すなわち、居住地区Aの農民は村内階層にかかわらず、生産性の高い耕地を屋敷の近くに集団化し得る条件下であったのに対して、居住地区Bでは、場所的な不利が作用し、集団化耕地の中心は畑地であった。

所有耕地の集団化は、基本的に自作地のみではきわめて限定的であり、被分付地を加味することによる耕地の集団化が注目される。なかで

も、拡充的経営型における被分付地は、積極的な被分付地の獲得によって集団化した実質的な耕作耕地の拡大と、生産性の向上を助長する役割をもっていた。正左衛門(4)が、水田を中心とした被分付地と自作地とによって、村内最大の集団化耕地を形成したことに象徴されるごとく、水田集団化への強い志向性を読みとることができよう。同様な例は、居住地区Aの雅楽助(2)・彦左衛門(5)などにもみられ、獲得した被分付地を自作地と連続させることにより、5～6筆程度の集団を屋敷周辺に形成する。しかし、居住地区Bの喜左衛門(11)・富沢(12)では、水田を被分付地として獲得しているが、散在的で2～3筆程度の小集団を形成するにとどまっている。共通する拡充的な経営形態をもつが、居住地区の相違により、集団化の規模と耕地等級が異なる結果となった。

他方、地主的経営型は居住地区の差異に関わらず、屋敷に近い水田を自作地として残し、遠距離にある耕地を分付地としていた。それら分付地は集団化の傾向にあるが、市助(1)で27筆を19名、将監(3)で11筆を8名、藤次(6)で19筆を11名と、特定の分付関係を結んでいないことが特徴である。この経営型における集団化は分付地中心であって、自作地の大規模な集団化は認められない。

屋敷を所有する農民の大部分が含まれる小作的経営型は、自作地が小規模なため、一般的傾向として集団化を呈さない。なかには、被分付地と自作地によって2筆程度の連続耕地をもつものもある。与三右衛門(25)・京蔵(28)・権兵衛(32)などはその例である。それは、経営維持の補完的な形態と考えられるが、多くの場合、被分付地は散在的な自作地をさらに分散化の方向へ進展させる要素となった。

V. おわりに

本稿では、武蔵国廣瀬村を対象として、近世前期における耕地の所有について、耕地分布の特徴、居住地区、農民の経営形態などに関連づけながら考察してきた。その結果を要約すると、

以下に示すとおりである。

廣瀬村における耕地分布の特徴は、荒川に並行に水田と畑地が配列されていたことと、その形状が帯状である点に求められる。この配列と形状が、基本的に耕地所有に影響を与えていたと考えられる。なかでも、上田の分布は村内中央と北部に帯状に存在するという分布上の特徴をもっていた。

廣瀬村における所有耕地の分布は、村内での農民階層よりはむしろ居住地区の場所的差異によって制約され、屋敷からの遠近によって具現化されていた。成立が古いと考えられる居住地区Aは、村内階層にかかわらず、生産性の高い水田を屋敷近くに集団化し得る条件下にあった優位性を有するのに対して、居住地区Bでは集団化耕地を確認できるものの、屋敷からの距離は総じて遠く、畑地を中心とするものであった。

農民の耕地所有は、4つのタイプ（自立経営型・拡充的経営型・地主的経営型・小作的経営型）に類型化できる。このような耕地所有形態の特質は、分付地・被分付地の有無とその性格の差異によって具現化する。拡充的経営型における被分付地は、補完的な請作ではなく、積極的な水田の獲得によって集団化した、実質的な耕作耕地を生み出す機能的関連をもっていた。それは、主従関係というよりはむしろ、貸借関係に近い存在であったと思われる。ただし、居住地区の差異は関連の強弱を決定する重要な要因となっていた。地主的経営型は、居住地区の差異に関わらず、屋敷に近い水田を中心に自作地とし、遠距離にある耕地を分付地としていた。この経営型における集団化は分付地中心であるが、一定の分付関係を見出すことはできない。また、自作地は水田ながら分散的で、大規模な集団化はみられない。これら2経営型に含まれる農民は、名主・組頭などのいわゆる名主的性格を色濃く残存しており、後の地主制的経営に連なる存在であったと考えられる。

一方、小作的経営型での被分付地は隷属性を内包しつつ、自立小農の補完的請作の側面が強いため、散在的な自作地をさらに分散化の方向

へ進展させる要素となった。ただし、水田を中心とする小集団化は認められ、小農の自立化における過渡期的存在であったと考えられる。

なお本稿では、史料の制約上、近世前期における耕地に関して、その所有形態を把握することに終始せざるを得なかった。類型化した所有形態が、以後の農村構造、地主制および小農自立化過程に影響を及ぼしたのか、また、どのように変容を遂げたのかについては明らかにできなかった。今後の課題としたい。

(日本大学・院)

〔注〕

1) 近世村落を対象とし、農村構造や歴史的意義に関する研究には、あまりにも多くの蓄積があるため、代表的なものをあげるにとどめる。

古島敏雄(1957):『近世日本農業の構造』東京大学出版会, 548頁。竹安繁治(1966):『近世封建制の土地構造』御茶の水書房, 453頁。永原慶二(1968):『日本封建制成立過程の研究』岩波書店, 533頁。安澤秀一(1972):『近世村落形成の基礎構造』吉川弘文館, 717頁。木村 礎(1978):『日本村落史』弘文堂, 359頁。

2) 木村の一連の研究があげられる。木村 礎・高島緑雄(1969):『耕地と集落の歴史—香取社領村落の中世と近世—』文雅堂銀行研究社, 458頁。木村 礎(1988):『村落景観の史的研究』八木書店, 549頁。

ただし、耕地を直接の対象とした研究もみられる。葉山禎作(1969):『近世農業発展の生産力分析』御茶の水書房, 330頁。朝尾直弘(1978):『近世封建社会の基礎構造』御茶の水書房, 351頁。

3) 浮田典良(1957):江戸時代の大和—村落における耕地と綿作—, 地理学評論, 30—10, 18—37頁。

4) 浮田典良(1963):耕地の分散とその変化, 歴史地理学紀要, 5, 161—184頁。

このほかにも耕地の所有と利用について論じられたものがある。浮田典良(1955):江戸時代綿作の分布と立地に関する歴史地理学的考察, 人文地理, 7—4, 14—41頁。浮田典良(1961):江戸時代—明治前期の摂津泉棉作地帯における土地利用形

- 態一とくに、「半田」を中心にして一、人文地理、13—2、1~28頁。
- 5) 赤坂 晋(1972):耕地の所有と分布の構造—丹波路の一農村—,立命館文学,329・330,788~817頁。
- 6) 羽山久男(1981):近世前期の阿波国野尻村における耕地の存在形態,歴史地理学紀要,23,127~157頁。
- 7) 足利健亮(1990):河内国丹北郡東代(東田井)村の耕地の変遷—文禄検地・延宝検地・寛政早損帳・明治地籍図の断面をつなぐ—,松原市史研究紀要,3,1~77頁。
- 8) 山崎達夫(1992):近世末期の武蔵国入間郡上谷村における耕地の空間的展開,地理誌叢,34—1,11~26頁。
- 9) 耕地地番は,1~746番まで付記されている。またその後に行間をあけて「廣瀬の郷屋敷帳」と書かれ,1~35番まで付記されている。
- 10) 表題は「慶長四年亥ノ正月 廣瀬之郷小繩帳 組頭正左衛門扣」と記されている。後筆に検地が慶長4年正月28日に実施された旨と,名主1名,組頭5名が連記されている。このほかに,享保11年7月の写も現存する。内容の表記方法は,地番・小字・耕地等級・面積・所有者の順であり,所有者の欄には,何某分何某のいわゆる分付記載が散見できる。
- 11) 「深谷領廣瀬の郷匱絵図」は,縦124.3cm,横124.3cmで,青(河川・用水)・赤(道路)・緑(河原荒地)・黒(文字)の4色で構成されている絵図である。ただし,絵図中の河原荒地の部分に「慶長十二未年開き」と加筆されている点,絵図中にみられる成田用水堀は,荒川六堰の一つで,埼玉県(1987):『荒川 人文I』埼玉県史刊行協力会,540頁,によれば,元和元(1615)年に耕地の安定と新田開発のために完備されたものである点から,実際に慶長4年に作成されたものではないと思われる。廣瀬村を含む一円で元禄期に検地が実施されたことや絵図中の河道位置を考慮すれば,遅くとも元禄期以前(元和~寛永期)に作成されたものであると考えられる。いずれにしても,上述の検地帳に対応する形で作成され,近世前期の村落の状況を把握するのに貴重な史料であるといわざるを得ない。また,検地帳同様,享保11年7月に
 模写されたものも現存している。
- 12) 廣瀬村が深谷領であったのは,戦国期深谷城主上杉氏の所領であったことに起因する。「新編武蔵風土記稿」においても,廣瀬村は深谷領として扱われている。また,村内に上杉氏の子孫が帰農していることから裏付けられる。
- 13) 元禄期に入るまでは,廣瀬郷および廣瀬村が混同されて使用されていたようである。
- 14) 廣瀬村における慶長4年の総石高は503石余で,水田370石,畑地132石であった。各等級の石盛は,上田12,中田10,下田8であり,畑地は,上畑・屋敷6からの1ツ下りであった。上田12の石盛は決して高い数値ではなく,上田といえども生産力の高い耕地ではなかったことがうかがえる。
- 15) 面積・石高の変化は,北島正元校訂(1977):『武蔵田園簿』近藤出版社,275頁,中の総石高にほぼ相違のないこと,および明治5年「武蔵国大里郡廣瀬村反別帳」によって面積にも大きな増減のなかったことがわかる。
- 16) 扇状地における水田形状に関しては,籠瀬良明(1988):『大縮尺図で見る平野』古今書院,238頁,に詳しい。籠瀬は大縮尺図に依拠して低水路跡を抽出し,その低水路跡が水田として利用されていたことを指摘している。
- 17) 慶長期における農民の性格付けは,木村 礎(1976):『村落・報徳・地主制—日本近代の基底』東洋経済新報社,310頁,において,主作地・屋敷・分付百姓地などによって6グループに分類している。そのなかで,主作地+分付主地をもつ農民を地主的とし,主作地+分付百姓地,主作地のみ,分付百姓地+屋敷地をもつ農民を小農的とし,分付百姓地をもつが,屋敷をもたない農民を隷農的存在であると性格付けをしている。
- 18) 門屋は,近世における隷農の一種で,高持百姓が自家の農業経営に使役する下人に対して,土地を分与されて耕作しているものが居住する屋敷を門屋敷といった。
- 19) 自作地は,検地帳上で分付記載の見られない名請地をさす。
- 20) 分付地は,検地帳上で分付主として登録された耕地をさす。
- 21) 被分付地は小作農として登録され,実質的には自作した耕地をさす。ただし,検地帳上の登録で

- あり、実際、門屋敷にみられるように、多くの隸属農がいたことを考慮すれば、本質的な自作耕地であったかどうかの問題は残る。
- 22) 集団化耕地は、連続した耕地集団を示す。その際、農道や水路が耕地間にある場合は、分離されているとはみなさない。
- 23) 正左衛門は全部で3屋敷を所有するが、そのうち、所有耕地に隣接する屋敷が居屋敷であり、北部の2屋敷は、1つが門屋敷、他の1つが下畑を屋敷としたものである。
- 24) 分付記載への理解が深まった結果、分付主と分付百姓との関係からの類型化が試みられている。和泉清司(1981):近世初期武蔵国における徳川検地について、史潮、9、81~104頁。中野達哉(1988):北武蔵における元和期の検地について、埼玉県史研究、21、1~24頁。論文中で上層農による分付記載に関しては、「有力農民相互の得分権支配に基づく関係」とされているが、正左衛門のような事例には対応しない。
- 25) 分家に関しての直接的な史料はほとんど現存しない。ただし、名寄形式の明治5年「武蔵国大里郡廣瀬村反別帳」のなかには、各農民についての略系図が付記されている。また、正左衛門家に関しては、系図が現存する。
- 26) 岡本兼佳(1958):村落形態と経営耕地、立正大学文学部論叢8、84頁。
- 27) 慶長4年の検地帳によれば、名主次郎右衛門、組頭正左衛門・太郎兵衛・弥兵衛・助右衛門・喜左衛門の6名の農民が記されている。このうち、4名に関しては本論中で取り上げた。
- 28) 忍(現埼玉県行田市)城主成田下総守の元家臣で天正年中浪人となり、廣瀬村に帰農したものと考えられる。埼玉県(1988):『新編埼玉県史 通史編3』埼玉県、900頁。
- 29) この場合の拡充的経営とは、経営耕地の拡大と生産性の向上を意味し、自作地と被分付地の機能的関連によって具現化していたと考えられるものを示す。
- 30) 隠居分家とは、長男に家を譲った親が次男以下と別世帯をもつ分家のことをいうが、次郎右衛門に関しては、家系に関する史料がないため、想像の域をでない。
- 31) 事例の農民の場合は屋敷を所有し、自作地をもつことから、いわゆる「隸農」ではなく、自立経営の補完的形態として存在したと思われる。また、自作地を所有し、屋敷をもたない農民83名については取り上げなかったが、自立小農の過渡期的な存在であったと考えられる。

〔付記〕

本稿をまとめるにあたっては、立石友男教授をはじめとする日本大学文理学部地理学教室の諸先生方にご指導を賜った。英文要旨の作成にあたっては、高阪宏行教授に校閲していただいた。また、現地調査の際には、古文書所蔵家の高橋様をはじめとする方々にお世話になった。記して以上の方々に厚く御礼申し上げます。

なお本稿は、1991年4月、日本地理学会春季大会、同年5月、歴史地理学会大会において発表した内容を加筆・修正したものである。

OWNERSHIP OF CULTIVATED LANDS IN THE EARLY EDO ERA :
THE CASE OF HIROSE VILLAGE, THE PROVINCE OF MUSASHI

Tatsuo YAMAZAKI

This study analysed the ownership of cultivated lands at Hirose village of the province of Musashi in the early Edo era in connection with the characteristics of the lands distribution, the settlement location and farmer's management.

The results can be summarized as follows.

I. The cultivated lands at Hirose Village were arranged parallel to the River Ara-kawa and the shapes of paddy fields and other fields were long and narrow. The contigulation and shapes must have affected the ownership bas baically.

II. The distribution of owned cultivated lands were restricted by positional difference in farmer's dwelling areas. Especially, it was clearly shown in the distance from their settlements to their lands. Older settlement [A] located near the paddy field was superior to newer settlement [B] as dwelling area. The difference between the settlements influenced the ownership of the cultivated lands and moreover the distance from the residences.

III. The farmer's ownership of cultivated land can be classified into four types, according to the existence and distinctive features of *Hi-buntsuke-chi* leased land in from other. *Hi-buntsuke-chi* in the expanded management type promoted intensive and collective cultivated lands through the positive acquisition of lands. In the landlord management type, the farmers used the nearby paddy fields from their settlement as their own land and the distant fields as *Buntsuke-chi* leased land out to other. This management type forms the most part of *Buntsuke-chi*, but Large-scaled collectivity of cultivated lands cannot be found in the independent lands. *Hi-buntsuke-chi* of tenant management type dispersed its lands as a consequence of the distance.